

吉川市こども発達センター給食搬入特区

都道府県名：	埼玉県	
申請主体名：	吉川市	
区域の範囲：	吉川市の全域	
特区の概要：	<p>現在吉川市では、発達障がいに対する認知度や早期段階で療育を受けるニーズが高まっており、要配慮児童やその家族を地域で支援する児童発達支援センターの整備が求められている。しかし、児童発達支援センターに求められる給食の施設内調理は、財政的に過大な負担が生じるため、児童発達支援センター設置の大きな障壁となっている。</p> <p>特例措置を活用し、給食の外部搬入方式を導入することで、児童発達支援事業所から児童発達支援センターへ移行することができる。これにより、地域の中心的な療育施設として、要配慮児童やその家族に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備等を行い、市内の療育サービスの質の向上、総合的な支援体制の充実を図っていく。</p>	
適用される規制の特例措置：	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業 	



給食の様子



療育活動の様子